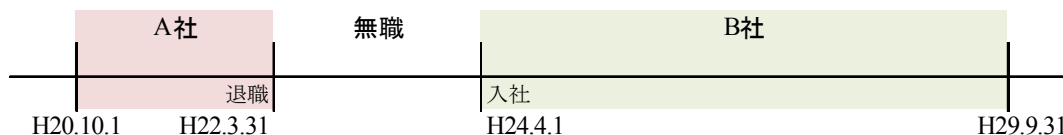


職務経験に関する参考資料

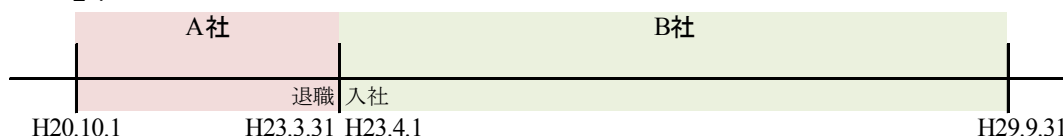
(1) 職務経験の「直近9年中7年」については、下記の例を参考にして下さい。

ケース 1 :



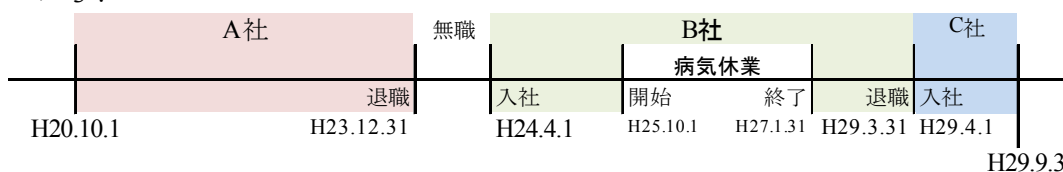
A社：正社員 在籍期間 1年 6月
 B社：正社員 在籍期間 5年 6月
 休業等：なし
 受験資格である職務経験期間 7年 0月 (受験資格を満たす)

ケース 2 :



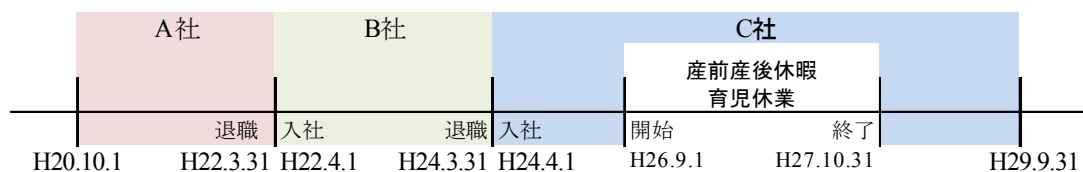
A社：アルバイト (週 30 時間) 在籍期間 2年 6月
 ※ A社はアルバイト勤務の為、受験資格の職務経験期間に通算できない
 B社：正社員 在籍期間 6年 6月
 休業等：なし
 受験資格である職務経験期間 6年 6月 (受験資格を満たさない)

ケース 3 :



A社：正社員 在籍期間 3年 3月
 B社：正社員 在籍期間 5年 0月
 C社：正社員 在籍期間 0年 6月
 ※ C社の在籍期間が0年 6月となり、1年以上継続勤務をしていないため、受験資格の職務経験期間に通算できない
 休業等：病気休業 1年 4月
 B社での病気休業を除く職務経験期間 3年 8月
 受験資格である職務経験期間 6年 11月 (受験資格を満たさない)

ケース 4 :



A社：正社員 在籍期間1年6月
B社：契約職員 在籍期間2年0月
C社：正社員 在籍期間5年6月
休業等：産前産後休暇、育児休業1年0月
※産前産後休暇、育児休業は受験資格の職務経験期間に通算することが可能
受験資格である職務経験期間 7年0月 (受験資格を満たす)

- (2) 系列会社への出向や、勤務していた会社が合併して別会社となった場合など、会社名が異なる場合でも、出向前の会社に籍を置いたままの出向であったことや、合併前の会社での就業期間をそれぞれ在職証明書等で確認できれば、継続勤務であったと認められます。
- (3) 職務経験期間は月に1日でも勤務した場合、その月全てを勤務していたと計算します。例えば平成27年4月1日から平成28年3月1日まで勤務していた場合は、在籍期間は1年0月となり、1年以上継続して勤務したとして、職務経験期間に算入することができます。
- (4) 以前勤めていた会社が合併や倒産していた場合などで、在職証明書の提出ができない場合は、在職証明書に代わる書類として、年金加入記録証明書、雇用契約証明書や雇用保険受給資格証明書等で職歴を証明することも可能です。ただし、職務経験期間が確認出来ない場合は、合格を取り消す場合があります。